

令和5年度メディアアーツ創造都市札幌の人材育成業務
公募型企画競争提案説明書（募集要領）

1 業務の名称

令和5年度メディアアーツ創造都市札幌の人材育成業務

2 業務の目的及び内容

令和5年度メディアアーツ創造都市札幌の人材育成業務仕様書【別添1】のとおり

3 業務委託契約の概要

- (1) 契約方法 公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約
※具体的な契約内容については、契約候補者と札幌市との交渉を通して決定するものとし、協議が整った場合に随意契約にて契約を締結する。その手続きについては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。
※契約候補者との交渉が不調に終わった場合、選考において次点とされた者と交渉する場合がある。
- (2) 告示日 2023年4月17日（月）
- (3) 履行期間 契約締結日から2024年3月31日まで
- (4) 予算規模 本業務の上限は、9,950,000円とする（消費税及び地方消費税を含む）。
※契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 企画提案を求める事項

【別添1】仕様書に記載のとおり。

5 参加手続きに関する事項(申込方法)

- (1) 提出資料等
- ア 参加意向申出書【様式1】
 - イ 個人情報取扱安全管理基準適合申出書【様式2】
 - ウ 企画提案者概要【様式3】
 - エ 企画書【自由様式】
※企画書の分量は、添付資料等を含め、A4判・長辺綴じ、最大15ページとする。
 - オ 積算書【自由様式】
※積算根拠が分かるように記載すること。なお、契約額を確約するものではない。
- 【以下、カ～コは、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、提出を要しない】
- カ 登記事項証明書
※全部事項証明または現在事項証明とする。
参加意向申出書提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。写しも可。
 - キ 財務諸表
直前2期分の貸借対照表、損益計算書
 - ク 市区町村税の納税証明書
本店の所在地の市区町村長が発行する納税証明書。
参加意向申出書提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。写しも可。
 - ケ 消費税及び地方消費税の納税証明書
本店の所在地を所管する税務署から交付される納税証明書
（【その3の3（法人）又はその3の2（個人）】未納がない旨の証明）
参加意向申出書提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。写しも可。
 - コ 申出書【様式4】

(2) 様式の入手方法

札幌市公式ホームページ（市民文化局文化部一般競争入札等情報）に掲載する。

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/keiyaku/ippann/ippann.html>

(3) 日程（予定）

・企画提案の公募開始	2023年4月17日（月）
・質問の受付（下記①）	2023年5月15日（月）15時まで
・参加意向申出書および企画提案書類の提出（下記②）	2023年5月22日（月）15時まで
・参加資格等の確認（下記③）	2023年5月23日（火）
・審査会（ヒアリング）（下記④）	2023年5月下旬
・契約締結	2023年6月中旬

① 質問の受付について

<質問方法>

質問がある場合は、提出期限までに「質問書」【様式5】に質問を簡潔に記入し、電子メールで以下のアドレスに送付すること。

creativecity@city.sapporo.jp

件名は「令和5年度メディアアーツ創造都市札幌の人材育成業務 質問書」とすること。

<回答方法>

質問に対する回答は、電子メールにより質問書の提出者に随時回答するほか、企画提案を受けるうえで広く周知を図るべきと判断されるものについては、ホームページ上に掲載して公表する（質問者名は公表しない）。

② 参加意向申出書および企画提案書等の提出

以下のとおり提出すること。なお、各資料の提出後にあっても参加資格を有さないことが判明した場合は、審査を行わない。

<提出期限> 2023年5月22日（月）15時00分

<提出方法> 郵送または持参

<提出先> 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル10階

札幌市市民文化局文化部文化振興課 創造都市ネットワーク担当

<部数> ・5(1)ア、イ 各1部

・5(1)ウ、エ、オを一式として8部、及びPDF形式の電子データ一式

・電子データはCD、DVD、又はUSBスティックメモリに格納して提出すること。

・書類には、ステープラーは使用せず、クリップ留めとすること。

・また、特別な製本を行わず、インデックス等も付さないこと。

・札幌市競争入札参加資格者名簿への登録がない者は、5(1)カ～コについても各1部提出すること

③ 参加資格の確認について

<参加資格の確認>

下記6に基づき確認を行い、参加資格を満たすことを確認した者について、令和5年度メディアアーツ創造都市札幌の人材育成業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）が企画提案の審査を行う。なお、確認の結果、参加資格を満たさないことが判明した場合には、参加意向申出者あて通知する。

④ 審査会（ヒアリング）について

<評価方法>

・実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。

・最低基準点を満点の6割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

- ・評価基準表【別添2】のすべての評価項目について、上記5(1)ウ「企画提案者概要」、エ「企画書」、オ「積算書」の内容及びヒアリングの内容を評価する。
- ・最も点数が高い同点の企画提案者が2者以上あった場合、評価項目の「2. 企画提案内容」の評価点の合計が高い者を選定する。なお、「2. 企画提案内容」の評価点の合計も同点の場合には、同点となった企画提案者を対象としたくじ引きにより選定する。
- ・提案者が1者であっても、最低基準点を超えた場合は、契約候補者として選定する。

<出席者>

総括責任者を含む最大2名までとする。

<開催場所・日時>

2023年5月30日～6月1日のうち、提案者と調整の上決定する。一堂に会する形式での開催を想定しているが、オンライン開催に変更する場合がある。オンライン開催の場合、使用するミーティングツールは「Skype、Microsoft Teams、Google Meet、Zoom」のいずれかから提案者と調整のうえ決定する。いずれの詳細も、2023年5月29日（月）午前までに個別に通知する。

<実施方法>

1 企画提案者当たり約20分（提案説明約10分、質疑応答約10分）を想定し、順次個別に行う。

<提案説明の内容>

事前に提出した企画提案書に基づき説明すること。当日の追加資料の提出・使用は認めない。

<選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等>

審査・選定の結果は、速やかに企画提案者全員に対して文書により通知する。なお、選定の結果に対する質問については、通知日から起算して10日以内に文書にて担当部局に提出すること。

6 参加資格

以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）（以下「名簿」という。）に登録されていること。ただし、名簿に登録されていない者であっても、上記5「参加手続きに関する事項（申込方法）」に示すカ～コの書類を提出することで、参加の申込を行うことができる。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- (7) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

○札幌市契約規則（平成4年3月24日規則第9号） 抜粋 第2章 契約の方法
--

第1節 一般競争入札

(一般競争入札の参加者の資格)

第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項に規定する者は、一般競争入札に参加することができない。ただし、同項に規定する特別の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 一般競争入札に参加しようとする者は、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、市長が定める日から3年間、一般競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その期間を短縮することができる。

○札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領(平成14年9月18日財政局理事決裁) 抜粋
(競争入札参加者の資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札の参加資格に係る申請をすることができない。この場合において、市長は、契約規則第2条第3項若しくは第14条第2項又は特例規則第3条(第14条において準用する場合を含む。)の規定による告示において、その旨を記載するものとする。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 役員等(申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。)が暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

エ 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。ただし、その事実があった後、既に3年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止の措置を受けた者については、この限りでない。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 直前1期の決算(当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者

- (4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者

- (5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

7 企画提案にあたっての留意点

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。

- (2) 「創造都市さっぽろ宣言」やユネスコ創造都市ネットワーク加盟の意義、これまでの関連する取組等について、下記のホームページ等を通じて確認・把握した上で企画提案を行うこと。

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/creativecity/index.html>

- (3) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

8 参加資格の喪失

本公募型企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)において、次のいずれかに該当するときは、

提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

9 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

10 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

11 その他の注意事項

- (1) 提出期限後の企画書の提出、再提出、差し替えは認めない。
- (2) 提出された企画書は返却しない。
- (3) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。
- (4) 企画書の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (6) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

12 問い合わせ先

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル10階
札幌市市民文化局文化部文化振興課 担当：星、西村
TEL 011-211-2261 FAX 011-218-5157
MAIL creativecity@city.sapporo.jp